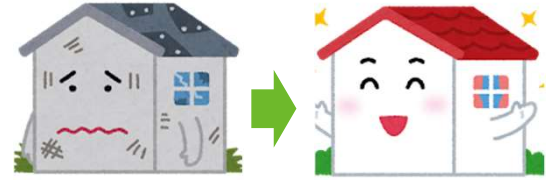


令和8年度 美幌町住宅リフォーム促進補助事業

美幌町では、町民が安心して暮らせる居住環境の整備促進及び良質な住宅ストックの形成を図ることを目的としています。

さらに、既存住宅の有効活用による空き家の解消、子育て世帯が安心して子どもを育てることができる健全かつ良好な居住環境の整備促進、省エネルギー性能の向上及び再生可能エネルギーの導入推進を通じて環境負荷の低減を図ることを目的とし、住宅のリフォーム工事にかかる費用の一部を補助する事業を実施しています。



申請期間等

令和8年4月1日(水)から随時受付

- ・申請等の手続きは施工業者に委任することをお勧めいたします。
- ・可能な限りメールでの提出をお願いします。
- ・事業内容及び申請に必要な書類は、町のホームページに掲載しています。
- ・**補助金額が予算額(3,460万円)に達した時点で申請受付を終了します。**
- ・予算残額は随時、町のホームページに掲載します。

右のQRコードもしくは下記URLにアクセスしご確認ください。

<https://www.town.bihoro.hokkaido.jp/page/1167.html>

美幌町 住宅リフォーム

検索



美幌町HP

工事完了届提出期限：令和9年2月26日(金)まで

補助対象住宅

今年度の変更点 対象住宅に空き家を追加し、「一般改修」と「空き家改修」に区分しました

「一般改修」「空き家改修」とも下記のすべてに該当する住宅

- ①町内に存する住宅
- ②リフォーム工事完了後においても建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合する住宅
- ③事業年度内において、建築後5年以上を経過している住宅
- ④令和4年度以降、美幌町住宅リフォーム促進補助金を受領しリフォーム工事を行っていない住宅

上記①～④のほか「空き家改修」に該当する住宅

1年以上住んでいないまたは使用されていない住宅(水道の使用状況等で確認します)

申請先・お問い合わせ先

美幌町役場 建設部 建設課 建築グループ (庁舎2階 窓口⑬番)

TEL 77-6553(ダイヤルイン)

メールアドレス：kentikug@town.bihoro.hokkaido.jp

〒092-8650 美幌町字東2条北2丁目25番地

補助対象工事

今年度の変更点 工事内容により「リフォーム工事」と「環境負荷低減工事」に区分しました

各工事区分に共通

- ・令和9年2月26日(金)までに工事を完了し、工事完了届を提出できるもの
- ・補助金交付決定するより前に着手していない工事
- ・施工業者が行うリフォーム工事等であって、一括して他人に請け負わせないもの

リフォーム工事に該当する主なもの

- ・住宅の増築及び改築工事
- ・住宅内部の内装改修工事(壁・床材・天井の貼替、手すり設置等のバリアフリー工事など)
- ・住宅水廻りなどの設備工事
- ・住宅の外壁や屋根等の塗装工事
- ・電気自動車等用の充電設備設置工事やV2H充放電設備設置工事
- ・定置用蓄電池設備設置工事
- ・環境負荷低減工事に該当しないもの

環境負荷低減工事に該当する主なもの

- ・高断熱化、高气密化となる断熱工事やサッシ工事
- ・二酸化炭素の排出が少ない省エネ設備機器の設置工事
- ・太陽光発電設備設置工事



■注意■

以下の設備は、環境負荷低減工事として所定の性能を有するもののみが補助対象となります。性能を満たさない以下の設備は環境負荷低減工事及びリフォーム工事においても補助対象外です。

・玄関ドア、窓 ・浴室、ユニットバス ・給湯器 ・水栓、シャワー ・エアコン ・便器 ・照明器具

補助対象者

今年度の変更点 世帯の状況により「一般世帯」「子育て世帯」「二地域居住世帯」に区分しました

- ・一般世帯：下記以外の世帯
- ・子育て世帯：申込時および工事完了届の提出時までに、申請者と一緒に住んでいる18歳以下の子ども(末子が18歳になる年の年度末まで)と同居している世帯
- ・二地域居住世帯：二地域居住者認定を受けた世帯

一般世帯、子育て世帯は下記のすべてに該当する方

二地域居住世帯は②③④に該当する方

- ①本町に住所を有する方または本町に住所を有しようとする方
- ②リフォーム工事をする住宅の所有者で、かつ、その住宅に住んでいる方。
もしくは工事完了後に居住することが確実であると町長が認めた方。
※単身赴任など特別な事情でその住宅に住めない場合は、その所有者と生計を同一にする配偶者や子どもなどがその住宅に住んでいること
- ③リフォーム工を行う住宅の所有者及び同一世帯に属する方全員が町税等を完納していること
- ④美幌町暴力団の排除の推進に関する条例に定める暴力団員等でない方
- ⑤令和4年度以降、美幌町住宅リフォーム促進補助金を受領していない方

- 今年度の変更点
- ・世帯区分、工事区分、過去利用歴に基づき補助率及び上限額を定めました
 - ・居住誘導区域外から区域内へ移転を伴う場合に加算額を定めました
 - ・工事区分により補助対象工事費の下限額を変更しました
 - リフォーム工事……20万円(税抜)以上
 - 環境負荷低減工事…10万円(税抜)以上

補助率及び上限額・加算額一覧

※リフォーム工事と環境負荷低減工事は組み合わせて利用できます

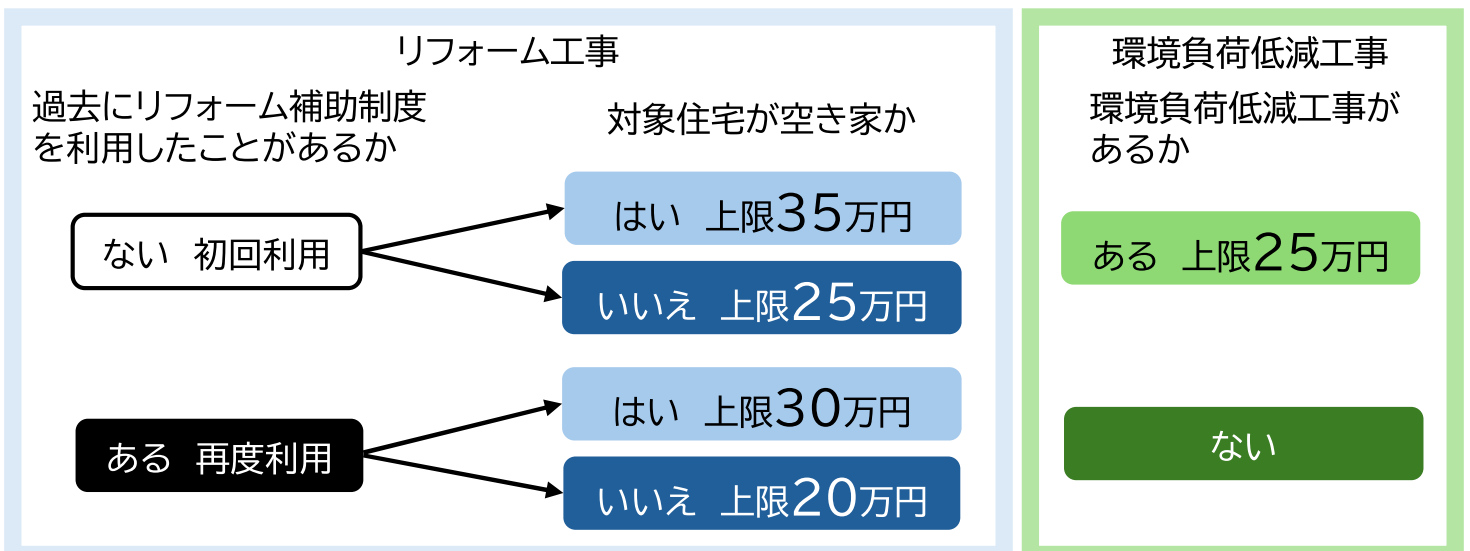
世帯区分		一般世帯		子育て世帯		二地域居住世帯
補助率		20%		30%		20%
過去利用有無		初回利用	再度利用	初回利用	再度利用	-
リフォーム工事	一般改修	上限 25万円	上限 20万円	上限 35万円	上限 30万円	上限 10万円
	空き家改修	上限 35万円	上限 30万円	上限 45万円	上限 40万円	上限 25万円
環境負荷低減工事		上限 25万円		上限 30万円		上限 10万円
居住誘導区域外から 区域内への転居		加算 10万円		加算 10万円		-

世帯区分による補助率

- ・18歳以下の子どもがいる → 子育て世帯 補助率 30%
- ・二地域居住認定を受けている → 二地域居住世帯 補助率 20%
- ・どちらにも当てはまらない → 一般世帯 補助率 20%

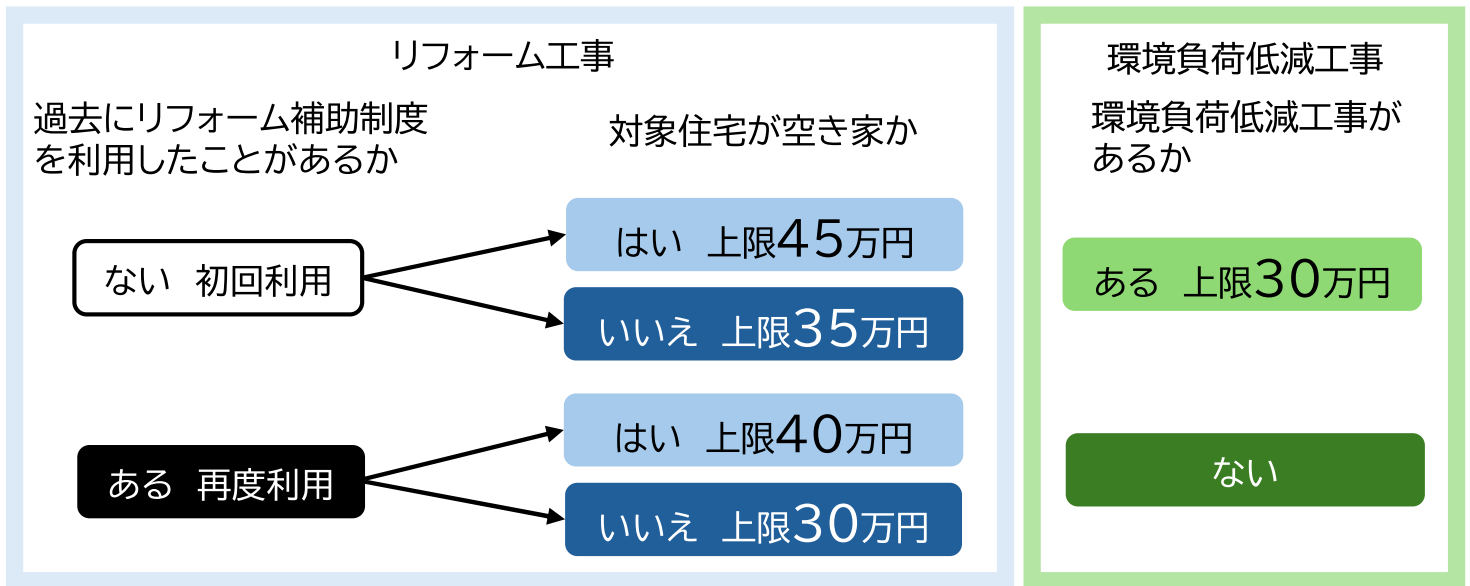
工事内容による補助上限額(1)

一般世帯

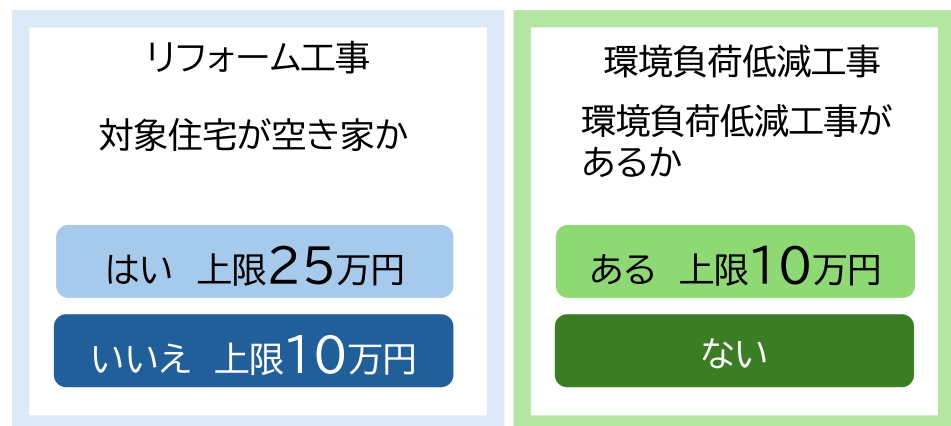


工事内容による補助上限額(2)

子育て世帯



二地域居住世帯



転居による補助加算額

一般世帯・子育て世帯が対象

居住誘導区域外から区域内へ移転を伴う場合 補助金に**10万円**を加算



美幌町内の居住誘導区域図は右のQRコードもしくは下記URLにアクセスしご確認をお願いします。
<https://www.town.bihoro.hokkaido.jp/uploaded/image/1172.jpg>

補助上限額および加算額計算例(1)

例1. 一般世帯で現在住んでいる住宅の屋根外壁塗装を行い、給湯器をエコキュートに取り替えたい

一般世帯

リフォーム工事

初回利用

環境負荷低減工事

補助率・上限額

一般世帯

により 補助率20%

リフォーム工事

初回利用

屋根外壁塗装 により 上限25万円

環境負荷低減工事

エコキュート取替 により 上限25万円

次ページへ

補助上限額および加算額計算例(2)

前ページより

補助額計算

リフォーム工事

屋根外壁塗装 工事費150万円 …補助金25万円

環境負荷低減工事

給湯器取替 工事費150万円 …補助金25万円

合計補助額50万円

例2. 居住誘導区域外の住宅に住んでるが、子どもの通学のため、居住誘導区域内の空き家をリフォームした後に引っ越したい。工事はシステムキッチン、ユニットバスを取り替えたい。

子育て世帯

リフォーム工事
(空き家改修)

初回利用

環境負荷低減工事

居住誘導区域

補助率・上限額

子育て世帯 により 補助率30%

リフォーム工事
(空き家改修)

初回利用

システムキッチン取替 により 上限45万円

環境負荷低減工事

ユニットバス取替 により 上限30万円

補助額計算

リフォーム工事
(空き家改修)

システムキッチン取替

工事費100万円により

…補助金30万円

環境負荷低減工事

ユニットバス取替 工事費150万円により…補助金30万円

居住誘導区域

加算あり

…補助金10万円

合計補助金70万円

例3. 現在住んでいる住宅の屋根と外壁の塗装を行いたい。
8年前にリフォーム補助を使って塗装工事をしている。

一般世帯

リフォーム工事

再度利用

補助率・上限額

一般世帯 により 補助率20%

リフォーム工事

再度利用

屋根・外壁塗装により 上限20万円

補助額計算

リフォーム工事

屋根・外壁塗装 工事費100万円により

…補助金20万円

合計補助額20万円



施工業者

次のすべてに該当する事業者

- ・町内に事業所または営業所を持つ法人、及び町内で営業する個人事業者
- ・町税等を完納していること
- ・美幌町住宅リフォーム促進補助金交付要綱に基づき資格登録を行った事業者

■注意■

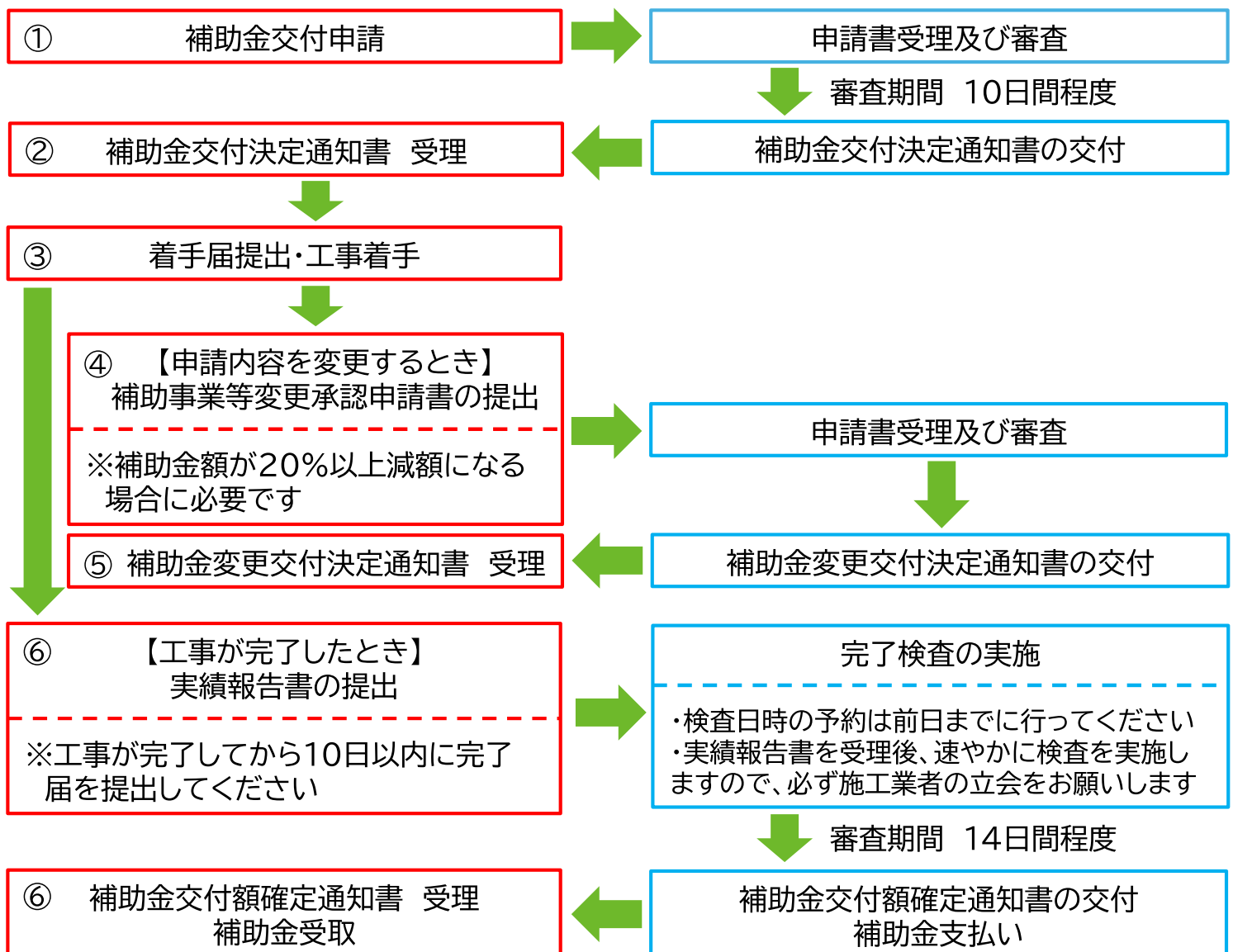
資格登録は令和8年4月1日(水)から随時受け付けます。
登録された事業者は随時、町のホームページに掲載します。
昨年度登録を行った事業者も、再度、資格登録手続きが必要です。

手続きの流れ

今年度の変更点 着手前検査を省略しました

申請者

美幌町



支払手続7日間程度

■注意■

- ・申請時および工事箇所を変更する場合には、必ず着手前の状況写真を撮影してください。写真により着手前の状況が明確に確認できない場合、検査を行うことがあります。
- ・審査期間等はあくまで目安です。書類の不備などにより審査が遅れる場合もあります。

申請書類一覧(1)

今年度の変更点 着手前の状況写真に撮影日の記載を追加しました

■注意■

申請書等の訂正は二重線で訂正した上に申請者または受任者の押印、もしくは差し替えでの対応をお願いします

交付申請

- 補助金等交付申請書(兼概算払申請書)
下記の「住宅の所有が明らかになる書類」と住所表記を合わせる事
- 事業計画書
- 収支予算書
- 住宅の所有が明らかになる書類
固定資産税・都市計画税納税通知書または課税台帳等の全ページの写し
- リフォーム工事等施工等同意書
住宅の所有者が複数の場合
- 誓約書兼同意書
- 工事請負契約書の写し
- 工事見積書の写し
補助対象工事と他の工事を明確に区分したもの
- 附近見取図
- 工事箇所が特定できる図面・資料
改修内容が記載されたもの
- 着手前の状況写真
直近の着手前の状況および撮影日を記載し、撮影箇所がわかるように整理すること
- 各種公的支給や補助申請に関する申出書
町外に子どもがいる子育て世帯の場合・・・在学を証明する書類(学生証の写しなど)
妊娠中の子育て世帯の場合・・・母子手帳などの確認できるものの写し
二地域居住世帯の場合・・・美幌町が交付する二地域居住者認定書の写し
- 委任状
施工業者に手続きを委任する場合
- 機器のカタログ等の写しもしくは機器型番がわかる資料
環境負荷低減工事の場合

変更申請

- 補助事業等変更承認申請書(兼概算払変更承認申請書)
- 事業計画書
- 収支予算書
- 工事請負契約書の写し
- 工事見積書の写し
- 工事箇所の図面
- 着手前の状況写真

■注意■

- ・補助金額が20%以上減額になる場合に必要
- ・変更前後がわかるように記載すること
- ・変更が判明した時点で速やかに申請を行ない、実績完了報告前には必ず変更手続きを終えること

申請書類一覧(2)

工事完了

- 補助事業等実績報告書(兼請求書)
- 美幌町住宅リフォーム促進補助事業工事完了届
- 事業報告書
- 収支決算書
- 工事代金の請求書の写し
工事内容に変更があった場合は変更内容がわかる見積書と請求書
- 写真
施工中及び完了後の状況を撮影したもので、撮影箇所がわかるように整理すること
- 住宅リフォーム促進補助事業利用者アンケート
- 石綿含有事前調査結果報告書の写しなど
石綿含有事前調査が必要な場合
- 着工前及び完了後の状況写真のJPEGデータ
環境負荷低減工事の場合

申請書類提出時の注意

町に提出する書類は全てA4版でPDFまたは片面印刷としてください。
PDFをメール提出する場合、件名に「住宅リフォーム」と記入してください。
メールアドレス：kentikug@town.bihoro.hokkaido.jp

■注意■

- ・不足がないか確認し、申請書類一覧の順序通りに提出をお願いします
- ・申請受付は開庁日の8:45~17:30です。閉庁後にメール送付した場合は、翌開庁日の受付になりますので、申請日に注意してください。
- ・申請書類一覧のほか別途書類の追加提出を求める場合があります

リフォーム工事 補助対象内容(1)

対象可否	工事内容	備考
×	住宅の新築・購入(中古住宅を含む)	
×	兼用住宅における住宅以外の部分(店舗など)の改修	店舗であれば店舗リフォーム補助が利用可能
○	住宅と同棟の車庫等の改修	住宅と構造的に一体のものに限る
○	外壁、屋根、軒天等の改修・塗装	
×	門、塀、舗装等の外構工事	
○	内装(床、壁、天井)の改修	
○	段差解消スロープの改修	住宅と構造的に一体のものに限る
○	造作家具の組み立て、設置	工事の一部として製作され、現地組み立てを伴い、かつ、住宅に固定されるものに限る
×	家電製品、家具等の購入、設置	


リフォーム工事 補助対象内容(2)

対象可否	工事内容	備考
○	システムキッチンの取替・改修	・IHクッキングヒーター、食器洗浄機等はキッチンに組み込まれているものに限る ・環境負荷低減工事対象は除く
○	衛生設備機器の改修	環境負荷低減工事対象は除く
○	暖房機、換気設備の改修	配管等で接続され、固定されるもの
○	給排水設備の改修	・屋内工事に限る ・環境負荷低減工事対象は除く
○	環境負荷低減工事に伴う撤去、処分費	・新設費用は環境負荷低減工事 ・既設設備の撤去、処分費はリフォーム工事
○	感震ブレーカー、住宅用火災警報器の改修	
○	カーテンレール、ロールスクリーン、ブラインド	住宅に取り付け、固定されるもの
○	定置用蓄電池設備設置工事	定置用リチウム蓄電池のうち、(一社)環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されているものであること
×	工事を伴わない撤去、処分費	
×	設計費、補助申請手続き費用	
○	石綿含有事前調査費	交付決定後に調査を実施するもの

環境負荷低減工事 補助対象内容(1)

工事内容	対象となる工事、設備性能
建物全体の断熱改修	建物全体の外皮平均熱貫流率を0.46W/(m ² ・K)以下とする工事
開口部の省エネ改修	窓及びドアの断熱性能を高める工事
躯体の省エネ改修	・外壁全体または一部の断熱性能を高める工事 ・屋根、天井全体または一部の断熱性能を高める工事 ・床全体または一部の断熱性能を高める工事
高断熱浴槽	JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること
電気ヒートポンプ	JIS C 9220:2018に基づく年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること
潜熱回収型ガス給湯機	・給湯暖房器の場合は給湯部熱効率が94%以上であること ・給湯単能器、ふろ給湯器の場合はモード熱効率が83.7%以上であること
潜熱回収型石油給湯機	油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。

環境負荷低減工事 補助対象内容(2)

工事内容	対象となる工事、設備性能
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が102%以上であること
節湯水栓	JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること
燃料電池システム、コージェネレーション設備	・燃料電池発電ユニット 燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること(燃料電池発電ユニットの後付けも可) ・ガスエンジン給湯器 ガス発電ユニット(JIS 基準 JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準LHV基準で80%以上であること
空気清浄機能・換気機能付きエアコン	次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、または換気機構を有するエアコン ①国、地方公共団体または独立行政法人(以下「国等」という)が運営する試験機関等 ②国等の認可等を受けた試験機関等 ③法令または条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等
LED照明	工事を伴い、住宅に固定されるもの
節水型トイレ	JIS A5207に規程する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器(使用水量6.5ℓ以下)
風除室、サンルームの設置	住宅と構造的に一体のものに限る
太陽光発電 	(1)対象設備の要件 次の全ての要件に適合すること ①発電した電気が設置される住宅において消費されること ②太陽電池モジュールの合計出力が10kW未満の設備であること ③余剰型配線であること ④電力会社の電力系統に連系できること ⑤未使用品であること (2) 補助対象費用 太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。 ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む)は対象外。

補助対象工事が環境負荷低減工事に該当する場合、交付申請時に機器仕様がわかるカタログ等を提出していただき、工事完了時には着手前と完了時の写真データ(JPEG等)を提出していただきます。

詳細は北海道の「住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱」をご確認ください。



北海道HP

■注意■

以下の設備は、環境負荷低減工事として所定の性能を有するもののみが補助対象となります。性能を満たさない以下の設備は環境負荷低減工事及びリフォーム工事においても補助対象外です。

・玄関ドア、窓 ・浴室、ユニットバス ・給湯器 ・水栓、シャワー ・エアコン ・便器 ・照明器具